

■【トピックス】

シリア混迷！



11月に、フランスのパリで起こったテロ事件が世界に大きな波紋を広げています。フランスは報復のためシリアのISへの空爆を強化し、イギリスも参戦しました。一方、ロシアの爆撃機がトルコの戦闘機に撃墜される事件も発生しています。

シリア情勢を巡って、大国同士のせめぎ合いが続いています。難民問題をはじめ徐々に世界経済に悪い影響を与え始めています。2016年もこのような状況が続きそうです。

■【ビジネス・アイ】

遺族年金！

- 社長 「前からに気になっていることで相談なんだけど、ちょっと教えてくれるかなあ？」
- 花野 「何でしょうか？」
- 社長 「実は女房の報酬のことなんだよ」
- 花野 「奥さまは、確か取締役でしたよね。仕事内容はどんな感じですか？」
- 社長 「会社の総務・経理全般を毎日会社に来てやっているんだけど、そろそろ年金をもらえる年だから仕事を減らしたらどうかと思っているんだ。それに合わせて報酬もね」
- 花野 「そうですね。原則としてお仕事に合わせた報酬ということがいいでしょうね」
- 社長 「でも報酬を下げると言うと嫌がりそうなんだよ。そこを納得させる方法がないかと思ってね」
- 花野 「それであるなら、遺族厚生年金のお話をされるといいですね」
- 社長 「遺族年金と女房の報酬がどういう関係があるのかなあ？」
- 花野 「遺族に多額の収入等があると遺族年金が支給されないんですよ。具体的には、奥様の収入が850万円以上または、所得が655.5万円以上あると支給されません」
- 社長 「そうなんだ」
- 花野 「遺族厚生年金は、一生涯支給されますから、そのことを考えると、じっくりと損得を考えられるといいかもしれませんね」
- 社長 「その線で、今夜、女房と話し合ってみるよ」

■【今月のキーワード】

遺族年金

国民年金に加入中の方が亡くなった時には、その方とともに生計を維持されていた18歳未満の子供（障がい者は20歳未満）のある配偶者又は、その子には遺族基礎年金が支給されます。

また、厚生年金に加入中の方が亡くなった時には、その方とともに生計を維持されていた遺族に遺族厚生年金が支給されます。

適用要件として亡くなった方によって生計を維持していた必要があります。この要件は遺族の方の前年の給与収入または、所得金額で判定されます。

■【今月の1冊】

『経済学の95%はただの常識にすぎない』

ハジュン・チャン 著

東洋経済新報社 ¥1800

経済学の入門書ですが、学術的なテキストというよりはガイドブックといった方が近い感じの本です。経済学は科学でないと刺激的でもあります。

今、主流の新古典派経済学だけでなく、主要な理論を網羅しています。いかに経済学が政治的かもキチンと説明されています。個人的には、昔、勉強した経済学に関する知識をアップ・デートするのに役立ちました。



■【編集後記】

平成28年は公認会計士協会の役員改選の年です。これまで12年間、日本公認会計士協会東海会の幹事を務めてきましたが、今回は囚ららずも東海会の副会長に立候補し（無投票）当選しました。任期は6月の定期総会から3年間です。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.106（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2016.1.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>